

神奈川県警察との「犯罪情報等の提供に関する協定」の締結

1 協定の概要

横浜市民がより一層安全で安心して暮らせる社会となることを目的として、神奈川県警察と協定を締結し、市内の各警察署から区役所に対して、区内で発生した犯罪の中から市民に身近な犯罪情報が翌日に提供されることとなりました。

2 締結日(同日効力発行)

平成19年8月27日

3 調印者

安全管理局長

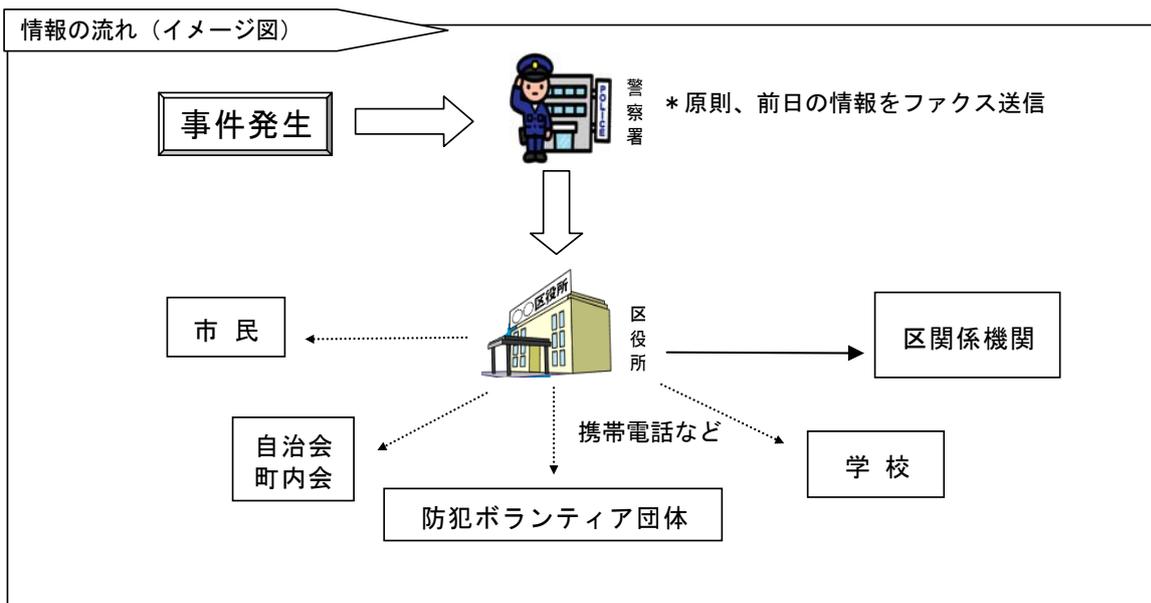
神奈川県警生活安全部長

4 提供する情報の内容

区内で発生した、空き巣、ひったくりなど市民の身近で発生する犯罪の発生状況や防犯対策上必要な情報

5 情報の発信ルート、手段

- (1) 各警察署生活安全課から、ファクスで、前日の情報を翌日の午前中を目途として、各区役所へ送信します。
- (2) 各区役所では、警察署からの情報を受けて、あらかじめ登録された区民に対し、携帯電話、パソコン、ファクスといった通信手段を使って直接提供して行きます。



6 効果

市民の自主防犯意識の高揚と地域の実情に応じた**犯罪抑止対策が推進**でき、その結果、市内における犯罪の発生件数を減少させることが期待できます。

また、各警察署と各区役所の連携と協力体制が、更に充実されます。